

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づいて、令和元年11月26日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「3級」と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級に変更することを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性及び不当性を主張し、手帳の障害等級を2級に変更することを求めているものと解される。

本件障害の程度が3級となっているが納得できない。主治医の所見では2級相当であった。両下肢機能の障害は著しく、立位、歩行が困難である。左上肢の失調も顕著で日常生活動作全般に大きな障害となっている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 1 月 6 日	諮問
令和 2 年 1 2 月 2 2 日	審議（第 5 0 回第 1 部会）
令和 3 年 1 月 2 1 日	審議（第 5 1 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 15 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査

を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る一上肢及び両下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
1 級		1 両下肢の機能を全廃したもの
2 級		1 両下肢の機能の著しい障害
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一下肢の機能を全廃したもの

4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級		2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準 7 条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。

合計指数	認定等級
18 以上	1 級
11 ~ 17	2 級
7 ~ 10	3 級
4 ~ 6	4 級
2 ~ 3	5 級
1	6 級

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載

されている部分は、別紙２のとおりである。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「左外傷性硬膜外血腫 くも膜下出血 頭蓋骨骨折（外傷）」を原因とする「両下肢機能の著しい障害」及び「右上肢機能の軽度の障害」とされている（別紙１・Ⅰ・①及び②）が、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会（以下「認定審査会」という。）での審査結果を踏まえ、「左上肢の軽度障害７級、両下肢の著しい障害３級、総合３級」の認定が相当と思われる旨の意見を添えて処分庁が行った照会に対し、本件診断書を作成した〇〇医師が了承していることから、本件障害は、左上肢及び両下肢の機能障害として判断することが相当である。

以下、それぞれの程度について検討する。

ア 左上肢の機能障害の程度

請求人については、左上肢に感覚障害及び運動障害が認められるとされている（別紙１・Ⅱ（参考図示））。

そして、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の欄（別紙１・Ⅲ）によれば、左上肢については、いずれも△（筋力半減）又は○（筋力正常又はやや減）とされていることから、一定程度の筋力が残存していることが認められる。

また、動作・活動の欄（別紙１・Ⅱ・二）によれば、左手動作のうち、「〔はしで〕食事をする」は×（全介助又は不能）、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」並びに両手動作のうち、「タオルを絞る」及び「背中を洗う」はいずれも△（半介助）とされているものの、その他の動作はいずれも○（自立）とされていることから、一定程度の動作・活動能力が保たれていると認められ、また、左手の握力は１２．５kgとされている。

そうすると、請求人の左上肢に係る障害は、総合的に判断し

て、左上肢機能の軽度の障害として、障害等級7級と認定するのが相当である。

イ 両下肢の機能障害の程度

請求人については、両下肢全体に感覚障害及び運動障害が認められるとされている（別紙1・Ⅱ（参考図示））。

そして、歩行能力及び起立位の状況の欄（別紙1・Ⅱ・三）によれば、歩行能力（補装具なしで）については、ベッド周辺以上歩行不能とされ、起立位保持（補装具なしで）については、10分以上困難とされている。

しかし、動作・活動の評価の欄（別紙1・Ⅱ・二）によれば、「屋外を移動する（車いす）」は×（全介助又は不能）とされているものの、「座位又は臥位より立ち上がる」、「家の中の移動」、「二階まで階段を上って下りる」及び「公共の乗物を利用する」は△（半介助）とされ、その他の動作活動は器具等を使用せずに○（自立）とされている。

また、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の欄（別紙1・Ⅲ）によれば、両下肢について、関節可動域はおおむね良好に保たれており、筋力テストについては右下肢の股関節6項目中2項目、膝及び足関節の全ての項目について△（筋力半減）とされ、その他の股関節4項目については○（筋力正常又はやや減）とされており、左下肢の股関節6項目中5項目、膝関節2項目中1項目及び足関節2項目中1項目について△（筋力半減）とされ、その他の股関節1項目、膝関節及び足関節各1項目については○（筋力正常又はやや減）とされており、一定程度の筋力が残存していることが認められる。

等級表解説第3・3・(3)・ク・(ア)によれば、両下肢ともにほぼ同程度の障害があることを前提として、両下肢の機能障害3級、4級の認定はあり得るとしているところ、下肢全体の関節可動域、動作・活動の評価から一定の支持性・運動性がある

と判断されること、筋力が一定程度残存していることから、等級表解説第3・2・(2)・ア・(イ)の「『著しい障害』（2級）とは、独歩は不可能であるが、室内における補助的歩行（補装具なし）の可能なもの」に至っているとまでは認められない。

そうすると、請求人の両下肢の機能障害については、総合的に判断して、障害等級3級と認定するのが相当である。

ウ 総合等級

請求人の上記ア及びイの障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされるものであることから、上肢機能障害（左上肢機能の軽度の障害）7級の指数0.5と下肢機能障害（両下肢機能の著しい障害）3級の指数7とを合計すると指数7.5となり、合計指数が7～10の場合、認定等級は3級となることから、本件障害については障害等級3級と認定するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上肢機能障害【左上肢機能の軽度障害】（7級）」、「下肢機能障害【両下肢機能の著しい障害】（3級）」として、「障害等級3級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は第3のことから、本件処分の違法、不当を主張し、手帳の障害等級を2級に変更することを求めているが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、認定審査会に審査を求めた上で、〇〇医師に照会したところ、「上肢7級、下肢3級、総合3級」の回答があったことが認められ、また、本件処分は、上記2・(1)ないし(3)のとおり、上記1の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2(略)